

山城屋和助事件（二）

——陸海軍関係者の処分をめぐって——

菅原 彬州

はじめに

1 山城屋和助と山県有朋

2 陸軍関係者の処分

- (1) 小林安足の口供
- (2) 湯浅則和の口供（以上、本誌130巻1・2号）
- (3) 林英吉の口供
- (4) 小林安足・湯浅則和・林英吉の処分
- (5) 船越衛・種田政明・木梨精一郎の処分
- (6) 桜井直養・岡林茂基・田中信良の処分（以上、本号）

3 海軍関係者の処分

- (1) 石川武直の処分
- (2) 西尾貞俊の処分

4 処分後の陸海軍関係者

- (1) 湯浅則和・林英吉
- (2) 船越衛・木梨精一郎
- (3) 石川武直・西尾貞俊

おわりに

(3) 林英吉の口供

次に、小林安足の累犯として同じく処分された林英吉は、1843年（天保14年）生まれの山口県士族で、1873（明治6）年7月19日、陸軍大録から陸軍会計軍吏に任命された⁵¹⁾。

そして、小林安足の取調が進むなか、林英吉の関与が浮上し、同年10月14日、以下のような伺が、陸軍卿山県有朋代理陸軍大輔西郷従道から正院へ提出され⁵²⁾、この伺は3日後の同月17日に聞き届けられた。

停住申付度伺

陸軍会計軍吏林英吉

右者元当省十一等出仕小林安足奉職中不埒之筋有之取調候処前書英吉儀モ右へ関係可有之哉ニ相聞候間停住申付陸軍裁判所ニおゐて一応取糺致度此段相伺候也

明治六年十月十四日 陸軍卿山県有朋代理陸軍大輔西郷従道
太政大臣三条実美 殿

林英吉も、湯浅則和と同じく、小林安足の「不埒之筋」に関係していると思われるので、林英吉に「停住」を命じ、陸軍裁判所で「取糺」すことにしたいというのであった。

それでは、林英吉の1874（明治7）年2月14日とある自供書を見てみよう⁵³⁾。

陸軍々吏

林英吉申口

当二月廿九年

亡山城屋和助武庫司へ上納品有之ニ付小林安足發言并周旋ニ任セ右償方致候次第且山村新兵衛ヨリ金円取引ノ始末御礼問ニ候
此段一昨申年亡山城屋和助へ背囊一万個製造被命右代金トシテ両度ニ
壱万四千円御貸下ケ相成候処背囊六千個ニテ跡上納ニ不及旨会計長ヨ

51) 『陸軍省日誌』、明治6年、第34号。

52) 「軍吏林英吉停住申付度伺」（『公文録 陸軍省之部』第35巻、明治6年10月）。

53) 『太政類典』、第2編、第241巻、第4類、兵制40、軍律及行刑5止。

り達有之追々上納中全十一月和助儀致自殺候ニ付全人へ貸下金上納品
 等ノ儀私武庫司派出監督在勤中ノ儀ニ付始末取調候様船越大丞ヨリ被
 申付且湯浅武庫正ヨリ談モ有之小林安足へ相達儀ニ牒面取調候処上納
 品且全人ヨリ追々製作相納候地品等碇^{つら}ト価モ難相分候ヘトモ御下金ト
 差引凡式千円計不足ト見込置候時ハ不都合モ無之ト談置全人手代政助
 へ上納品并上納可致物品等代価積書為差出候処壹万四千円余ノ書面差
 出候ニ付御下金ト差引格別ノ過不足無之儀ト存候其後尚又同司出入商
 人并彈直樹手代共へ為相積候処右品ノ内毛皮類等夏中積置湿氣ニ触候
 故歟多分ノ損破出来政助積書ト大ニ相違都合凡三千円計ノ不足相立候
 趣廉書ヲ以テ安足ヨリ申出候其時分本省ヨリ和助下金上納品ト差引過
 不足無之哉尋有之候ニ付為指御損失ニモ相成間敷旨答置湯浅武庫正へ
 モ通置候処前書ノ通意外ノ不足ヲ生シ心配罷在候和助上納品不足出来
 不都合ニ相成候儀ハ全ク安足取調不行届ヨリ事起リ心配相掛候段重々
 不束ノ至ニ候然ル処幸ヒ府下商人松本理三郎ト申者直安ノ舶来靴売捌
 致趣ニ付右品彈直樹名前ヲ以テ全人上納靴定価ニテ買上取計候へハ多
 分ノ利可有之右ニテ背囊相求メ上納不足ヲ償置候へハ失錯モ不露至
 極穩便ノ取計ニテ内向直樹儀山城屋ヲ相救候筋ニ相当可然ト愚考仕候
 旨安足申出候ニ付尚船越大丞へ聞合候様申聞候処其後安足船越大丞へ
 懇々申伸候処右舶来靴買上ノ儀ハ武庫正権内ニ付不都合ハ無之候ヘト
 モ其利益金ヲ以テ不足ヲ償候儀ハ不可然旨被申聞候ニ付此儀ハ聞捨ニ
 被下度申出候処尚又右靴ヲ買上候儀聊差支無之此儀ハ武庫正へ申出候
 様兩度迄被申聞候元来靴買上ノ儀ハ山城屋不足ヲ償候為メノ事ニ候処
 右様再度迄大丞被申聞候口氣ニテ相考へ候へハ償方ノ儀モ内実ハ可然
 哉就テハ差支無之事ト存候且右償候儀自然相顕レ候トモ船越ハ不及申
 湯浅武庫正私へモ決シテ心配相掛ケ中間敷安足一人ニテ引受申可致
 段申聞候ニ付右等船越大丞ノ申聞有之上ハ私ニ於テ異存無之承諾仕其
 以来取計方安足へ相任せ置巨細ノ儀不相弁打過候処日限失念船越大丞
 ヨリ舶来靴壹万足買上ノ儀過日安足申出候処右買上ノ儀不可然差止候

様被申聞候ニ付其旨安足へ申聞セ候処最早破談候儀出来不申趣申聞候
ニ付買入候事ニ相決シ申候其後津田会計長別亭へ被相招候節船越大丞
申聞ニ舶来靴買上ノ儀心配ハ有之間敷哉ト申儀ニ付心配有之間敷ト相
答申候其後山城屋本払帳安足取立差出候間一覽仕候背囊其他物品何方
ヨリ買入候哉且代金等ノ儀委細不相心得分モ有之右靴壹万足買入候筈
ノ処壹万千足一纏メニ買取候趣ニテ千足ノ儀ハ上納後承仕候

以上、曲折はあるものの舶来靴購入決定に至るまでの大要については、主犯の小林安足・累犯の湯浅則和の供述とほぼ同様である。すなわち、「取計方安足へ相任せ置巨細ノ儀不相弁打過」ぎているうち、陸軍大丞船越衛から、日時は失念したが、靴買上は差し止めるように言われた。それで小林安足に差し止めの件を伝えたら「最早破談候儀出来不申」と言うので、買上に決したというのであった。

その後、津田会計長別亭に招かれた際に、船越大丞から「舶来靴買上ノ儀心配ハ有之間敷哉」と問われたので、「心配有之間敷」と答えた。しかし、小林安足が作成した「山城屋本払帳」を一覧したが、「背囊其他物品何方ヨリ買入候哉且代金等ノ儀委細不相心得分」もあり、1万足買上の筈が1万1000足の買上となっているのも、納品後にわかったというのであった。

次に、既に触れたところであるが、小林安足が、表向きの靴買上定価代金1万6500円をどのように具体的に処理して「利金」を得たのかについて、供述する。

右靴一足ニ付壹円六錢貳厘五毛直樹上納定価壹足ニ付壹円五拾錢此金壹万六千五百円安足取計ヲ以テ手形二枚ニ仕成一枚三千五百円ハ理三郎へ靴代トシテ相渡全一枚三千円ノ内千貳百円森村屋市左衛門方ニテ背囊五百貳拾背買取千八百八拾四円五拾錢ヲ以テ西村勝三ヨリブラシ壹万三千本余軍靴千足小胴乱二百九拾組買取右三千円ノ内千七百三拾壹円相払百五拾三円五拾錢ハ御不用ニ相成居候和助上納品ノ内右毛皮

四百五拾組セールズツク六反相下差引前条市左衛門ヨリ買取候背囊
五百式拾背ノ内五百拾八背并勝三ヨリ買取候品物不残和助上納品ニ取
計上納牒表ニハ五千七百式拾円ノ品ト相顕シ最初取調仕候和助上納可
相成品ノ内へ差加へ都合壹万六千六百〇八円九拾貳銭〇三毛本払牒全
人取拵前書兼テ御下ケ相成候壹万四千円外ニ過金百九拾壹円拾七銭
〇三毛差引式千四百拾七円七拾五銭全人へ下ケ可遣ノ処兼テ上納相成
居候背囊塩入相成難相用分千拾八背有之替品上納候歟又ハ代金上納候
歟双方ノ内ニ可取計旨達置候処和助儀死夫ニテ右不相運是亦不都合ニ
付代金返納ノ牒面上ニ安足取扱差引勘定仕候由右利益金ノ内千〇七拾
七円ト八銭三厘四毛理三郎ヨリ致受納且又前書市左衛門ヨリ買取候背
囊代金千式百五拾円ノ処千式百円兩度ニ相渡残り五拾円ハ不相渡外ニ
勝三ヨリ買取候品代残金拾九円都合六拾九円諸用ニ遣捨候由然ルニ前
条安足へ悉皆相任せ置候故私承知不仕儀モ有之

そして次に、自分の「真意」について述べているのであるが、なぜか符
節を合わせているかのように、湯浅則和と同じ内容である。

畢竟私真意ハ和助死夫後仮令身代限ノ御処分相成候共本省会計ヨリ多
分ノ下ケ金加之前書武庫司ニ於テ不慮ノ不足ヲ生シ迎モ消却ノ道難相
立事ト存就テハ安足取計ニテ表向直樹名目ヲ以テ靴上納利益金ニテ償
方出来候へハ上ニ於テ御損失モ減少ト相考へ安足へ相任せ取計方為致
候処前書ノ次第ニ立至リ殊ニ此度御尋問ノ節始メテ承知仕候廉モ有之
奉恐入候

その次に述べられているのは、山村新兵衛との「金円取引」の始末であ
る。

一一昨申年二月中類焼ノ砌居宅相求メ候右代金三百式拾五円懇意ニ仕

候山村新兵衛ヨリ立替払呉其外呉服代金八拾五円ト八拾三錢七厘五毛并角力見物トシテ湯浅武庫正等ト相越候節ノ入費三拾壹円ト八拾七錢五厘立替貫候処兼テ全人方ヘ預ケ金貳百貳拾円計有之追々受取跡勘定等閑ニ打過居尤前書居宅ノ儀ハ三ヶ月計住居全人ヘ相譲リ候処追テ承リ候ヘハ靴製造所引渡シノ砌右立替金三越則兵衛方ヘ書廻候趣甚タ不都合ノ事ト存居候処昨西九月中旬頃全人養子山村啓三郎私宅ヘ相越申出候ニハ右居宅全人譲リ受候上ハ居宅立替金牒面上消却可仕ノ処失念仕則兵衛方ヘ書廻候儀甚タ粗畧恐縮ノ旨申聞ケ且湯浅則和方ヘ被呼立立替金ノ儀談モ有之私儀モ同様立替貫候金円有之候ニ付一纏メニ則兵衛方ヘ可相払哉聞合候様則和申聞候段啓三郎申出候右金円啓三郎立替差出候談済ノ趣付テハ兩人分共則兵衛方ヘ湯浅則和ヨリ払可申旨全人申候由ニ付則和方ニテ私分共則兵衛方ヘ払置呉候様則和ヘ通候様啓三郎ヘ為申聞候其後兩人分都合金五百五拾円啓三郎ヨリ出金則和手許ヨリ則兵衛方ヘ払方為相済候旨則和ヨリ承知仕候

1872年3月（明治5年2月）の火事で自宅が類焼したので、居宅を求めた時の費用325円、それに呉服代金85円83銭7厘5毛、さらに湯浅則和と共に角力見物の費用31円87銭5厘を、山村新兵衛に立て替えて貰った⁵⁴⁾。

しかし、居宅は3ヶ月ほど住んだところで、山村新兵衛へ譲ったが、立替金の方は「靴製造所引渡シノ砌右立替金三越則兵衛方ヘ書廻候」を聞き、それは甚だ不都合と思った。そのうち、湯浅則和が私の分も併せて550円を「則兵衛方ヘ払方為相済」と、湯浅則和本人から聞いたと供述しているのであった。

そして最後に、湯浅則和と同じ内容であるが、以下のように述べて、自供を終えているのであった。

54) 山村新兵衛の養子山村啓三郎の事情調査によると、角力見物の費用は、湯浅則和が立て替えていたのである。

前頭申上候処山城屋和助上納品不足相立候ヨリ内分償方ノ儀小林安足
發言ニ付全人周旋ニ任セ彈直樹名前ニテ舶來靴買入全人上納ノ表ニ取
計右利益金ヲ以テ和助不足品ヲ償ヒ其他武庫司出入商人山村新兵衛ト
金円取引不束ノ始末御糺問ヲ蒙リ奉恐入候 七年二月十四日陸軍

(4) 小林安足・湯淺則和・林英吉の処分

以上、主犯の小林安足、累犯の湯淺則和と林英吉の3人の自供書をふまえて、陸軍省は、1874（明治7）年10月8日、正院へ3人の処分についての伺を提出したのであるが、その前に、小林安足が陸軍省11等出仕の身分を免職により失い、普通人となっているにも関わらず、何故に陸軍裁判所で処分案が作成されることになったのか、という点について見ておくことにする。

1874（明治7）年4月13日、陸軍卿山県有朋代理陸軍大輔津田出から、次の伺が出された⁵⁵⁾。

軍人軍属ノ犯罪免官除隊後発覚処分之儀伺

軍人軍属有官在役之時罪ヲ犯シ免官除隊之後発覚スル者軍衛ニ於テ軍
律ヲ以テ犯時之罪名ニ擬定シ之ヲ国典ニ比擬之上法司ニ委シ候様致度
尤其所犯軍法ニ属スル者ニ限り候儀ニ有之候此段相伺候也

明治七年四月十三日

卿代理陸軍大輔津田出

太政大臣三条実美 殿

すなわち、軍人軍属が犯した犯罪が免職あるいは除隊後に発覚した時は、軍衛で軍律に照らして罪名を擬定し国典に比擬した上で、司法に委ねるようにしたい。但し、それは犯した犯罪が軍法に属する場合に限るという伺

55) 「元本省十一等出仕小林安足犯罪ノ儀ニ付本犯並累犯ノ者処分伺」（『公文録 陸軍省之部 二』、第36卷、明治8年2月）。

なのであった。

この伺に対して、正院は、次のように判断し、同年5月18日、伺の通りとなったのである⁵⁶⁾。

陸軍省伺軍人軍属ノ犯罪免官除隊後発覚処分ノ儀熟議候処常律ニ於テハ旧罪渾テ発覚ノ時ニ依テ論スト雖モ於軍律ハ軍人軍属旧罪発覚スレハ本属ニ付ストアリ然ルトキハ全ク発覚ノ時ニ依テ論セサルナリ此ニ抛ルトキハ軍人軍属有官在役ノ時罪ヲ犯シ免官除隊ノ後発覚スル者ハ軍律ニ擬シ之ヲ法司ニ委候儀同様発覚ノ時ニ依ラスシテ犯罪ノ時ニ依テ論スルヲナレハ伺之通ニテ可然ト奉存候依之御指令按取調上申候也
御指令按

伺之通

明治七年五月十八日

この伺について言えば、軍人軍属の犯罪が免職・除隊後に発覚した場合については通常は発覚時に論じるけれども、「軍律ハ軍人軍属旧罪発覚スレハ本属ニ付ス」(軍律第18条)とあることよりすれば、発覚時には論じないのであり、従って免職除隊後に発覚した場合は、「軍律ニ擬シ之ヲ法司ニ委候儀同様発覚ノ時ニ依ラスシテ犯罪ノ時ニ依テ論スルヲナレハ伺之通ニテ可然」と、判断するというものであった。

かくして、小林安足の場合もこの判断を受けて、湯浅則和と林英吉とともに、以下の処分案が陸軍裁判所で作成され、陸軍省は、1874(明治7)年10月8日、正院へ3人の処分についての伺を提出したのである⁵⁷⁾。

小林安足犯罪之儀ニ付本犯并連累之者処分伺

56) 同上。

57) 同上。

元陸軍省十一等出仕京都府貫属士族小林安足犯罪ニ付右連累陸軍中佐湯浅則和陸軍々吏林英吉共処分之儀別紙擬律案相添此段相伺候也

明治七年十月八日

陸軍卿山県有朋

太政大臣三条実美 殿

小林安足・湯浅則和・林英吉等3人の処分伺に添えられた別紙の「擬律案」は、同年9月25日に作成されたもので、小林安足の処分案は、次のような内容であった⁵⁸⁾。

死刑

小林安足

該犯四罪俱發一ハ亡山城屋和助上納品調査ノ疎失差違アルヲ隱蔽シ以テ責ヲ免レ且其機ニ投シ私利ヲ營マント規謀シ百方巧言以テ武庫正湯浅則和監督林英吉ヲ慫慂シ商松本理三郎ヲシテ舶来靴一万千足原価金九千九百二十二円九十一銭六厘六ナルモノヲ彈直樹ノ名ヲ仮テ納メシメ価一万六千五百円ト開具規求シ其益金六千五百七十七円八錢三厘四ノ内安足其三千円ヲ接受シ内貳千九百三十一円ト和助上納古毛皮等官用ニ充ツ可ラサルモノトヲ以テ背囊及ヒ属具ヲ買ヒ或ハ抵換シ其上納欠品ノ数ヲ補ヒ而シテ和助へ下付スヘキ金貳千四百十七円七十五錢ヲ上納ノ部ニ加ヘ入レ器具金円共ニ完納セシモノト帳簿ヲ偽裝補填シ殘金六十九円ハ己レニ之ヲ收入ス軍律第二百条ニ依照シ赃金五十円以上ナルヲ以テ死ニ該ス一ハ靴価益金ノ内千七十七円八錢三厘四松本理三郎ヨリ分配ヲ受ク是安足共ニ謀リ法ヲ枉ケテ得ル者則枉法贓ヲ以テ論スヘシ軍律正条ナシ常律官吏受財条例第二百四十二条枉法贓ヲ受クル者等内人ハ貳百五十円以上懲役終身ト云フニ比擬シ之該ス一ハ彈直樹へ支給スル靴価金二百五十円ヲ克欠ス軍律第九十一条ニ該シ徒三年一ハ直樹ノ為メニ山村新兵衛ヨリ借金ノ証書ヘ石川武直ノ偽名偽印ヲ

58) 同上。

作ス軍律第九十五条ニ依テ論シ黜等乃チ数罪一ノ重キヲ以テ論シ判
決如右

但免職後ニ付地方裁判所ニ付シ斬ニ処スヘシ且又山城屋和助ヨリ上
納 不足金凡三千円ハ更ニ本人ヨリ取立ヘシ

明治七年九月廿五日

陸軍裁判長 黒川通軌
同 評事 巖谷龍一
同 池内重華
同 権評事 伏谷 惇
参座 陸軍少佐 井上教通
同 会計軍吏正野田豁通

まず、小林安足は「四罪俱発」である。

罪の第1は「亡山城屋和助上納品調査ノ疎失差違アルヲ隱蔽」して責任を免れ、その機に乗じて「私利ヲ営マント規謀」し、「百方巧言以テ武庫正湯浅則和監督林英吉ヲ慫慂」して、松本理三郎から弾直樹名義で舶来靴を購入させた。そして、その利得を自己に「収入」した上、「帳簿ヲ偽装補填」したのは「軍律第二百条ニ依照」すると「赃金五十円以上」なので死に該当する。ちなみに、軍律の第200条は「凡軍人会計經理ノ官トシテ或ハ各地ニ劄駐シ或ハ命ヲ含テ一時差発セラレ若クハ錢貨ノ事ヲ管司シ書類ヲ贗造シ規求スル所アル者將校ハ奪官下士以下ハ徒若シ贓アレハ之ヲ計ヘ五十兩ニ満ルハ死ニ処ス」という定めで⁵⁹⁾、小林安足の不正利得金は50円以上なので、死に該当するというものであった。

罪の第2は、「靴価益金」の内1077円余を松本理三郎と共謀して分配したのは、法を枉げて不正に利得金を得たものとして論じなければならない。しかし、軍律にはこの「枉法贓」に関する定めがないので、改定律例の追

59) 『太政類典』、第2編、第237巻、第4類、兵制36、軍律及行刑1。

加条例として1873（明治6）年7月20日に制定された「官吏受財条例」第242条の「凡官吏、枉法贓ヲ受ル者、等内人ハ、二百五十円以上、等外人ハ、三百円以上絞ニ処シ、及ヒ不枉法贓、等内人ハ、三百円以上絞ニ処スル律ヲ改メ、竝ニ懲役終身」という定めに⁶⁰「比擬」して、終身懲役に該当するというものであった。

罪の第3は、弾直樹へ支給する「靴価金式百五十円）を「^{カスリトル}克欠」したので、軍律191条「凡金穀度支ノ小吏支給スルニ方リ故ラニ緩怠ヲナシ以テ威柄ヲ弄シ己レカ旧交ニ私シテ其期ヲ速カニシ以テ恩ヲ沽ル等ハ放逐ヨリ杖ヲ以テ論ス其金穀ヲ克欠スル者ハ徒ニ処ス」の定めにより⁶¹、徒刑3年に該当するというものであった。

罪の第4は、弾直樹のために、山村新兵衛からの借金証書へ、海軍武庫正石川武直の「偽名偽印」を捏造したので、軍律第195条「凡下士卒夫他人ノ免状ヲ借り若クハ之ヲ摹造シ或ハ他ノ状中ニ己カ姓名ヲ書シ或ハ己カ状中ニ他ノ姓名ヲ書シメ或ハ時限ヲ延フルノ類総テ證據印章ヲ贋造スル者下士ハ放逐ヨリ黙等ヲ以テ論シ卒夫ハ杖ヨリ禁錮ヲ以テ論ス」という定めにより⁶²、「黜等」に該当するというものであった。なお、「黜等」とは下士に対する刑罰で、軍律第47条は「黜等ハ兵隊整列ノ前ニ於テ罪条ヲ読ミ下士ノ号章ヲ褫ヒ黜ケテ卒夫トナス能ク過ヲ悔ヒ及ヒ勲勞アレハ乃復任ノ望ヲ絶タス」と定めているのであった⁶³。

以上4罪についてであるが、軍律第20条の「其軍法ノ罪前後俱ニ発スル者ハ其重キニ從テ論ス贓モ亦此ノ如シ」という定めにより⁶⁴、小林安足は第1の罪の刑罰である死刑に処するという「擬律」すなわち軍律に擬する作業が終わり、後は「之ヲ法司ニ委」ねることとなったのである。

60) 小野清一郎編『刑事法規集』第1巻、日本評論社、1944年、102頁。

61) 『太政類典』、第2編、第237巻、第4類、兵制36、軍律及行刑1。

62) 同上。

63) 同上。

64) 同上。

それでは次に、主犯の小林安足の累犯とされた湯浅則和と林英吉の2人に対する同年9月25日作成の処分案を、見てみることにしよう。

回籍

湯浅則和

全

林英吉

各犯二罪俱発一ハ山城屋和助上納品ノ調査疎失差違アルヤ小林安足首謀之レヲ隠蔽シ以テ其責ヲ免ント低価ノ靴若干ヲ買ヒ彈直樹ノ名ヲ借り上納代価ヲ増加開具シ其過金ヲ以テ不足ノ物品ヲ買ヒ和助上納ノ数ヲ補償セントスルヤ初メ之ヲ拒ムト雖トモ遂ニ許諾ス且ツ安足ハ其機ニ投シ私利ヲ逞セント巧言百方懲慝スルモノ各犯固ヨリ其詐謀ヲ知ラスト雖トモ苟モ前件ニ同スレハ則チ其罪免カルヘカラス軍律第百九十九条謀ニ与ル者ヲ以テ論シ而シテ畢竟安足ニ籠絡セラレ自ラ私利ヲ謀ルニ非ス其情輕キヲ以テ斟酌輕減シ回籍一ハ該庁用達等ヨリ金子ヲ求借ス是部内ト云ヘカラス又勢ヲ挟ムモノニ非スト雖トモ事理忌憚スヘキモノ其責亦免ルヘカラス軍律正条ナシ国典不応為ノ条ニ照シ事理重キヲ以テ論シ懲役七十日之ヲ軍律ニ比擬シ降官乃チ一ノ重キニ從ヒ判決如右

明治七年九月廿五日

小林安足の累犯である湯浅則和・林英吉の2人は「二罪俱発」である。

罪の第1は、小林安足が不正な舶来靴購入の話をも2人に持ちかけた時、「初メ之ヲ拒ムト雖トモ遂ニ許諾」し、更に、小林安足が「其機ニ投シ私利ヲ逞セント巧言百方懲慝」するというその「詐謀」を知らなかったと雖も、「苟モ前件ニ同スレハ則チ其罪免」がれることはできない。それ故、軍律第199条「第百九十六条第百九十七条ノ罪犯ノ為メニ故ラニ之ヲ隠蔽シ或ハ謀ニ与ル者ハ本犯ト同ク論ス」という定めにより、「奪官」(第196条)もしくは「回籍」(第197条)に該当する。しかし、「畢竟安足ニ籠絡セラレ自ラ私利ヲ謀ル」ものではないという情状を「斟酌輕減」し、「回籍」に

処するのが相当である。「回籍」とは将校に対する刑罰で、軍律第37条は「回籍ハ其任ニ堪ヘサルヲ譴テ其官ヲ免ス唯其終身武官大小ノ員ニ補スルヲ禁ス」と定めているのであった。

罪の第2は、陸軍省武庫司の出入り商人から金銭を「求借」したのは、「事理忌憚スヘキモノ」であって、その責めは免れない。しかし、軍律には定めがないので「国典不応為ノ条」すなわち新律綱領の「不応為」の罪のことで、「凡律令ニ正条ナシト雖モ、情理ニ於テ、為スヲ得応カラサルノ事ヲ為ス者ハ、笞三十、事理重キ者ハ、杖七十」という規定で⁶⁵⁾、「事理」が重いので「杖七十」（杖は改定律例で懲役に改められ、杖70は懲役70日となった）となるが、この懲役70日を軍律に比擬すれば「降官」に相当する。「降官」とは、軍律第39条「降官ハ官ヲ降ス一等又一官内二等アル者ハ等ヲ降ス一級其罪ノ軽重ニ従フ」という定めである⁶⁶⁾。

以上2罪についてであるが、軍律第20条の「其軍法ノ罪前後俱ニ発スル者ハ其重キニ從テ論ス賊モ亦此ノ如シ」という定めにより⁶⁷⁾、湯浅則和・林英吉に対する刑罰は「回籍」となるという処分案であった。ちなみに、将校に対する刑罰は、軍律第34条で、第1が「自裁」、第2が「奪官」、第3が「回籍」、第4が「退職」、第5が「降官」、第6が「閉門」の順位となっているので⁶⁸⁾、湯浅則和・林英吉の2人の処分案は「回籍」となったのである。

かくして、陸軍省が、1874（明治7）年10月8日、正院に提出した小林安足・湯浅則和・林英吉の3人の処分の伺は、正院の外史が同年10月15日、以下のように正院の議按を作成し⁶⁹⁾、内史の歴査の上で、22日に太政大臣

65) 前掲、小野清一郎編『刑事法規集』第1巻、73頁。

66) 『太政類典』、第2編、第237巻、第4類、兵制36、軍律及行刑1。

67) 同上。

68) 同上。

69) 「元本省十一等出仕小林安足犯罪ノ儀ニ付本犯並累犯ノ者処分伺」（『公文録 陸軍省之部 二』、第36巻、明治8年2月）。

三条実美が奏聞し、23日に「伺之通」となったのであった。

外史議按 内史歴査

別紙陸軍卿伺元陸軍省十一等出仕小林安足并連累陸軍中佐湯淺則和陸軍會計軍吏林英吉共犯罪処分之儀右小林安足儀ハ免職後ニ付地方裁判所ニ付シ斬ニ処スル儀ハ別紙御参照ニ供シ候通軍人軍属免官除隊之後發覚スル罪ハ軍律ヲ以テ犯時ノ罪名ニ擬定シ法司ニ委スル旨御裁定有之ニ付都テ連累共擬律之通ニテ可然哉就テハ湯淺則和儀ハ位階有之候間先般海軍武庫正石川武直退職ニ被処候節ノ例ニ依リ位記追奪可相成哉依テ御奏聞之上御允裁被仰出候ハ、左ノ通御指令可然哉奉伺候也

御指令案

伺之通

但湯淺則和ハ位記追奪可致事

前記のように湯淺則和は1873(明治6)年6月25日に正六位に叙せられていた。位記追奪に関する「定条」は軍律にないのであるが、海軍武庫正石川武直が軍律第34条「退職」の処分に処せられた時に位記追奪となった例をふまえると、「退職」より重い「回籍」処分を受けることになった湯淺則和が位記追奪となるのは当然なのであった。それで、但し書きにあるように、湯淺則和は、位記が追奪されることとなったのである。

ところで、1874(明治7)年11月5日、陸軍卿山県有朋から東京裁判所へ、以下の小林安足移送の「掛合」がなされた⁷⁰⁾。

元当省十一等出仕京都府貫属士族小林安足儀犯罪処刑別紙写之通正院へ伺済相成候付其御庁ニ於テ御処分相成度即口書断案相添此段及御掛合候也

70) 「東京裁判所へ元当省十一等出仕京都府士小林犯罪云々掛合」(『大日記 官省府県送達 陸軍第一局』, 明治7年11月)。

明治七年十一月五日

陸軍卿山県有朋

東京裁判所 御中

追而罪人者明後七日午前第十時其御庁へ護送引渡ニ及フベク尚詳細之儀者該管之者ヲ以テ可及御打合候也

この「掛合」によれば、小林安足は、1874（明治7）年11月7日に東京裁判所に移送されたと思われる。まさしく軍律に擬すという手続きが終わり、次いで「之ヲ法司ニ委」ねることとなったのである。

しかし、1875（明治8）年1月10日、司法卿大木喬任から太政大臣三条実美宛に、以下の上申書が出された⁷¹⁾。

小林安足陸軍出仕中犯罪処分之儀ニ付上申

京都府貫属士族小林安足陸軍省出仕奉職中ノ犯罪免職後発覚致候ニ付軍衛ニ於テ軍律ヲ以テ其犯時ノ罪名ニ擬シ之ヲ国典ニ比擬ノ上本司ニ送り本司ニ於テ処断セシメ度伺濟ノ上東京裁判所へ引送相成候処右様処置相成候ハ、後來不都合ヲ生シ可申ト相考候其子細ハ前条ノ通り軍属中ノ犯罪常人ト成ルノ後発覚スルヲ軍衛ニ於テ軍律ニ擬定シ本司ニ送テ処刑スル時ハ其反対ヲ以テ論スレハ常人ノ時ノ犯罪軍属之時ニ発覚スルヲ本属ニ於テ常律ニ擬シ軍衛ニ送テ処刑スルト同様ニテ一人ノ犯罪ヲ両衛ニ於テ処刑致シ候ヘハ彼是相混シ實際上ニ於テ不都合ニ御座候依之軍律中第十八条ニ比照シ軍属ノ時ノ犯罪本属ニ在テ発覚スレハ右ニ同シク軽重ヲ問ハス軍属ニ付シテ処刑候ヘハ允当ト存候就テハ本犯ノ如キハ総テ軍衛ニ於テ処刑相成候様致度乍併犯罪免職後ニ発覚シ現ニ常人タルヲ以テ本司ニ於テ処刑スヘキトノ御趣意ニ候ヘハ更ニ本司ニ於テ再審ノ上常律ヲ以テ処分致度右之廉々御再議ノ上御指令有

71) 「元本省十一等出仕小林安足犯罪ノ儀ニ付本犯並累犯ノ者処分伺」（『公文録 陸軍省之部 二』、第36卷、明治8年2月）。

之度此段及上申候也

明治八年一月十日

司法卿大木喬任

三条太政大臣 殿

司法卿大木喬任の上申書によれば、「軍衛ニ於テ軍律ヲ以テ其犯時ノ罪名ニ擬シ之ヲ国典ニ比擬ノ上本司ニ送り本司ニ於テ処断セシメ」という処置は不都合である、なぜならば、其の逆の場合を想定すれば、「一人ノ犯罪ヲ両衛ニ於テ処刑」するとなると「彼是相混シ實際上ニ於テ不都合」であるというのである。それゆえ、「軍属ノ時ノ犯罪本属ニ在テ発覚スレハ右ニ同シク輕重ヲ問ハス軍属ニ付シテ処刑」するのが「允当」であろう、しかし、あくまでも「犯罪免職後ニ発覚シ現ニ常人タルヲ以テ本司ニ於テ処刑スヘキトノ御趣意」であるならば、「本司ニ於テ再審ノ上常律ヲ以テ処分」するということになるが、どうかこの件は「御再議ノ上御指令」を下されたいというのであった。

この司法卿大木喬任の上申を受け、正院では、1875（明治8）年1月29日、以下のような内容の議案が審議された⁷²⁾。

別紙司法省上申小林安足犯罪処分ノ儀審案候処軍人ノ犯罪免官後処分ノ儀ハ昨年四月陸軍省ヨリ伺出既ニ御決濟相成候事ニ候得トモ右ノ手續ニテハ軍衛ニ於テ決定セル裁判ヲ法司ニ於テ申渡候筋ニテ實際上不都合ニツキ司法省上申ノ通軍衛ニ付シテ処刑候方允当ト存候尤其旨陸軍省へ打合候処異議無之候間左之通御指令相成可然候因テ左案相副供高裁候也

御指令案

伺ノ趣尤ノ儀ニ付以来軍人軍属ノ犯罪免官除隊後発覚候へハ軍衛へ交付（*朱書「引渡ス」と修正）ヘク就テハ本犯ノ儀モ同様処置可致事

72) 同上。

かくして、司法卿大木喬任の上申は受け容れられ、1875（明治8）年2月12日、太政大臣三条実美から陸軍省へ、以下の達が出されるに至ったのである⁷³⁾。

陸軍省

軍人軍属ノ犯罪免官除隊後発覚処分ノ儀明治七年五月十八日指令ニ及置候次第モ有之候処以来其省ニ於テ処刑可致此旨相達候事

但京都府士族小林安足其省出仕中犯罪ノ儀モ本文ニ準シ処刑可致事
明治八年二月十二日 太政大臣三条実美

すなわち、軍人軍属の犯罪が免官除隊後に発覚した場合については、1874（明治7）年5月18日に指令を出していたが、今後は陸軍省において「処刑」することとし、なお、小林安足の犯罪についても、此の達に準じて陸軍省で「処刑」されることとなったのである。

そして、湯浅則和・林英吉に対しては、1875（明治8）年2月20日、以下の刑罰が陸軍裁判長黒川通軌より申し渡されている⁷⁴⁾。

陸軍中佐 湯浅則和

其方儀武庫正奉職中商故山城屋和助上納品虧欠アルヲ調査ニ失シ下僚小林安足廉価ノ舶来靴ヲ購求シ彈直樹ノ名ヲ仮リ定価ニテ上納シ其間得金ヲ以テ右虧欠ヲ補填シ其失ヲ蔽ント上ヲ瞞スルニ同意スル科ニ依リ回籍終身武官大小ノ員ニ充ルヲ禁止位記追奪被仰付
但シ武庫司用達山村新兵衛ヨリ金門求借不束ノ罪ハ輕キヲ以テ論セス

陸軍会計軍吏 林英吉

73) 「軍人軍属の犯罪免官除隊後発覚処分云々御達」（『太政官 明治八年従一月至四月』）。

74) 『陸軍省日誌』，明治8年，第19号。

前同文 但武庫正奉職中ヲ會計監督奉職武庫司派出中ニ作り位記追奪
ノ四字ヲ除ク

但書同文

そして、同月27日、陸軍卿山県有朋代理陸軍大輔西郷従道から太政大臣三条実美へ、同月20日、2人へ上記罰文の通り申し渡したという届出がなされたのであった⁷⁵⁾。

また、小林安足は、元陸軍省11等出仕・京都府貫属士族として、1875(明治8)年3月2日、以下の死刑判決の申渡を受けたのであった⁷⁶⁾。

其方儀陸軍省会計局奉職武庫司派出中商故山城屋和助上納品虧欠アル
ヲ調査ニ失シ其罪ヲ蔽ハンカ為メ廉価ノ舶来靴ヲ買入レ彈直樹ノ名ヲ
偽リ定価ニテ上納シ上ヲ欺キ其間得金ヲ以テ種々偽計ヲ行ヒ帳簿ヲ装
誣シ加之其機ニ乗シ右金ノ内六拾九円ヲ盗取ル科ニ依リ死刑申付ル
但靴代益金ノ内千七拾七円余ヲ商松本理三郎ヨリ取入ル、罪又彈
直樹ヘ支給スヘキ靴代金ノ内二百五十円ヲ克欠ル罪又彈直樹ノ為
メニ商山村新兵衛ヘ差入ル借金證書中海軍元武庫正石川武直ノ名
印ヲ偽載スル罪ハ輕キヲ以テ論セス

なお、湯浅則和・林英吉については、更に1876(明治9)年7月12日の伺を経て、同月25日、大阪鎮台武庫司所蔵の廃物売却の件で、以下の通り、湯浅則和は謹慎20日、林英吉には謹慎10日の判決が下されているが、いずれも既に1875(明治8)年2月に回籍処分となっているので、以下のように、数罪俱発の1罪としてその罪は科されないことになったのである⁷⁷⁾。

75) 「元本省十一等出仕小林安足犯罪ノ儀ニ付本犯並累犯ノ者処分伺」(『公文録 陸軍省之部 二』, 第36巻, 明治8年2月)。

76) 『陸軍省日誌』, 明治8年, 第19号。

77) 「湯浅則和外1名犯罪処分の義」(『大日記 諸譽(校)団裁判所 陸軍第一

謹慎二十日

山口県士族 湯浅則和

同 十日

同 林英吉

右待罪書之趣陸軍省勤仕中大坂鎮台ニ於テ武庫司所蔵ノ廢物ヲ売却スルニ当リ各犯其事ヲ担任シ品物ヲ落札人山城屋和助代某ニ下付スルノ後和助自尽シ代価上納遂ニ完備ニ至ラス而シテ其品物ヲ下付シ追テ代価ヲ上納セシムルモノハ従来ノ慣習法ニ依ルト雖トモ之レヲ其初メニ審ニスヘキヲ忽慢ニシ事茲ニ至リ官終ニ許多ノ損失ヲナス軍律正条ナシ常律不応為条ニ問シ懲役三十日其慣習法ニ由リテ失錯スルノ情ヲ量リ一等ヲ減シ同二十日則和首タルヲ以テ之ニ坐シ英吉ヲ二從トシ又一等ヲ減シ同十日之レヲ謹慎ニ換ヘ判決如右

但此項ヤ各犯数係俱発中ノ一罪ニシテ小林安足犯罪連累ニ付昨八年二月中回籍ヲ命セラル、ニ依リ皆輕キヲ以テ科セス

明治九年七月五日

陸軍裁判長黒川通軌

同 評事池内重華

同 権評事伏谷 惇

參坐佐官代理

陸軍中尉武司重緯

(5) 船越衛・種田政明・木梨精一郎の処分

山城屋和助の自殺により納入品の虧欠が生じ、これまで見てきたように、陸軍省の小林安足・湯浅則和・林英吉による犯罪が発覚し、3人は処分された。しかし、陸軍関係者省の犯罪は、この3人だけにとどまらなかった。

陸軍省が山城屋和助へ貸し付けた金は64万8000円に上っていたと言われるが、この多額の融資の焦げ付きが問題となってくるのである。

当時、陸軍省の要職である大少丞の地位についていた、陸軍大丞船越衛・

局 明治九年七月]。)

陸軍少丞種田政明・陸軍少丞木梨恒準（精一郎）の3人は、1873（明治6）年4月、以下の進退伺すなわち待罪書を出している⁷⁸⁾。

陸軍大丞船越衛 陸軍少丞種田政明 陸軍少丞木梨恒準伺
陸軍省充各通

昨年当御省洋銀及ヒ外国品御買入レノ儀ニ付山城屋和介へ申付ケ置キ候処右期限等違約御不都合ニ立至リ候段畢竟物品皆納致サ、ル内先金等下ケ渡シ候ヨリ終ニ莫大ノ御損毛相成候段全ク私儀粗漏不明ノ処置ト深ク奉恐入候依之進退奉伺候也以上 六年四月

1872年12月29日（明治5年11月29日）の山城屋和助の死により、山城屋和助に申し付けていた「洋銀及ヒ外国品御買入」ができなくなり、「先金等下ケ渡シ」で「莫大ノ御損毛」が生じたのは、「粗漏不明ノ処置」であったとして、3人から進退伺が提出されたのであった。

そして、船越衛からは1873（明治6）年6月に、木梨恒準（精一郎）からは同年7月に、相次いで以下の辞職願が、正院の史官宛に提出されたのであった⁷⁹⁾。

陸軍大丞船越衛

謹テ白ス臣衛不肖ノ身ヲ以当官ノ重ヲ辱シ爾来孜々鞠躬從事スト雖モ平素拳措ノ際毎ニ其ヲ失スル不尠退テ欽省スレハ驚鈍味劣其任ニ不堪ノ致ストコロト深ク汗愧悚慄ス仰願ハ臣微衷ヲ諒察シ当官ヲ罷免セン⁷悃願ノ至ニ不堪恐惶頓首

明治六年六月

船越衛

史官 御中

78) 「内務権大丞船越衛等陸軍省奉職中山城屋和助ニ関スル犯罪ニ付閉門或謹慎」（『太政類典』，第2編，第240巻，兵制39，軍律及行刑4）。

79) 『諸官進退状 自癸酉七月至全九月』，第15巻。

恒準

謹テ上表ス壬申ノ年二月陸軍少丞ニ任ラレシヨリ職務ヲ奉スルノ際所
置其当ヲ得サルコト尠カラス顧テ考レハコレ其任ニ堪サルカ故ナリコ
レ其任ニ堪サルヲ知テ妄ニ一日モ奉任スル実ニ恐懼ノ至ナリ希クハ上
言ヲ聞召レコノ官ヲ廢メコノ職ヲ解キ恒準カ心事ヲ安シ玉ハンヲ伏
乞誠恐誠惶謹白

明治六年癸酉七月

陸軍少丞木梨恒準

史官 御中

この船越衛と木梨恒準（精一郎）の辞職願の文面によれば、ともにその
職務遂行上「其当ヲ失スル」事が尠なくなく、とても「其任ニ堪」えない
ので辞職したいというのである。しかし、その真の理由が陸軍省に「莫大
ノ御損毛」を生じさせたことへの責任を、二人が自覚していたことを窺わ
せる。この2人の辞職願を受理した陸軍卿山県有朋は、同年7月27日、以
下のように、本官を免じられたいと太政大臣三条実美に申進した。

陸軍大丞船越衛

ク 少丞桜井直養

ク 木梨恒準

右願之通被免本官度此段申進候也

七月廿七日

山県陸軍卿

三条太政大臣殿

桜井直養については後述する。

次いで、船越・種田・木梨の3人から、同年8月8日にも、以下の進退
伺が再度提出されている⁸⁰⁾。

80) 「内務権大丞船越衛等陸軍省奉職中山城屋和助ニ関スル犯罪ニ付閉門或謹慎」
（『太政類典』、第2編、第240巻、兵制39、軍律及行刑4）。

全上三名伺 陸軍省充各通

亡山城屋和介事件去ル一月十二日司法省へ書面差送り候末追々黒川大佐司法出省事状申述候上尚書面ヲ以テ委典^マ申送り候処初発ノ書面振ト趣意柄齟齬イタシ候段掛合有之候ニ付即チ初発書面ノ控書篤ト検見候処趣意相違且ツ書取方不行届ノ廉有之元来右等ノ儀ハ別テ入念検見モ仕候ヘトモ事務繁劇ヨリ自然粗漏相成候儀ト不念ノ至り奉恐入候依之奉伺進退候也 六年八月八日

この進退伺からも、なぜ進退伺を出すに至ったのかという具体的な理由は明確には述べられていない。(1873年)1月12日の「初発ノ書面」が公的史料中に見いだせないので推測するよりほかはないのであるが、「初発ノ書面」と「委曲」を記した再提出書面との間で趣意が齟齬し、改めて「初発ノ書面」の控を「検見」したら「趣意相違且ツ書取方」が不行届であったため「粗漏」が生じたので、この進退伺を出したのであるという。

しかし、この史料が上記の同年4月の進退伺の次に収められていることより推測すれば、山城屋和助への「先金等下ケ渡シ」で「莫大ノ御損毛」が生じたことに基因した進退伺であったと見ても間違いではないと思われる。

陸軍大丞船越衛は、山城屋和助への放漫な貸付により莫大な損失を陸軍省へ与えた責任は到底免れえないと覚悟したためか、あるいは未だ事件の責任問題が癒り続けている中、責任が同郷の先輩である陸軍卿山県有朋まで波及するのを阻止するためか、はたまた山県有朋に意を含められたのか否かは定かではないが、未だ審理も始まっていない1873(明治6)年6月に、早々と辞職願を出していた。そして、8月14日、「依願免本官」となり⁸¹⁾、同時に織物1巻が下賜されたのであった⁸²⁾。また、翌15日には、満5か年

81) 『太政官日誌』では船越衛が「依願免本官」となったのは、明治6年8月15日とある(前掲、石井良助編『太政官日誌』第6巻、493頁)。しかし、本稿では、次の注82)の史料に依拠し、8月14日とした。

以上奉職につき、月給2ヶ月半を下賜するという達が出されたのであった⁸³⁾。ちなみに辞職までの船越衛の経歴を記せば、1868年（明治元年）に徴士江戸府判事になり、その後、軍務官権判事・兵部権大丞・兵部大丞を歴任し、1872年（明治5年）に陸軍省が設置されるとともに陸軍大丞となったのであった。

また、陸軍少丞木梨精一郎も、船越衛と同様に考えたのではないかと思われるが、船越に次いで7月に辞表を提出し、1873（明治6）年8月15日、「依願免本官」となった⁸⁴⁾。ただ、木梨恒準の辞職については、其の履歴に「但位記返上ノ事」と記されていて⁸⁵⁾、それが自発的なものなのか否か、やや疑問も残る。

その後、船越衛・木梨精一郎ともに官界に復帰する。すなわち船越衛は、1874（明治7）年1月30日、内務省戸籍頭に任じられ、木梨精一郎は、同年7月18日、内務省7等出仕に補されるのであった。

しかし、山城屋和助事件は司法省でも調査が進められており、その調査は、陸軍省関係者にまで及んできていることは、以下の司法卿大木喬任の伺からもわかる⁸⁶⁾。

陸軍会計監督種田政明外三名呼出ノ儀伺

陸軍会計監督種田政明

同 西尾貞俊

陸軍会計軍吏正岡林茂基

広島県貫属士族

82) 「元陸軍大丞船越衛外一名へ織物一卷ヲ賜フ」（『太政類典・外編』官規2、賞典恩典1、明治4年～明治7年）。

83) 『公文録 陸軍省之部 全』、第33巻、明治6年8月。

84) 前掲、石井良助編『太政官日誌』第6巻、455頁。

85) 『勅奏任官履歴原書 第一課』。

86) 『公文録 司法省之部 一』、第182巻、明治6年11月。

元陸軍大丞従五位船越衛

右ハ陸軍省入用諸品及洋銀買入方之儀横浜南仲通三丁目山城屋和助へ
申付物品皆納不致内先金相渡候処納期限違約ヲヨヒ其後同人儀自減致
シ多分之官金御損失相立候一件ニ付当裁判所へ呼出可遂推問ト存候依
テ此段相伺候也

明治六年十一月十日

司法卿大木喬任

岩倉右大臣 殿

山城屋和助へ陸軍省入用の物品及び洋銀買入を申し付け「先金」を渡していたが、物品が「皆納」されず、そのうち、山城屋和助が「自減」し、多分の官金を損失するに至った件について、陸軍会計を担当していた上記4人を呼出・審問したいという伺なのであった。

この伺は同月13日に許可されたが、陸軍も独自に一件の取調を続けており、漸く取調が完了した1876（明治9）年7月31日、陸軍省は、以下の船越衛・木梨精一郎・種田政明ら3名の処分に関する伺を正院に提出した⁸⁷⁾。

陸軍省伺

内務権大丞船越衛外二名陸軍大少丞奉職中犯罪ノ儀ニ付別紙断按并関係ノ書類相添此段相伺候也 七月三十一日陸軍

追テ桜井直養外二名待罪書ノ趣ハ無罪ノ見込ニ候ヘトモ全事件ニ係ル儀ニ付併テ致進達候且本文船越衛外一名現今軍人軍属ニ非スト雖トモ陸軍奉職中ニ係ル犯罪ニ付伺済ノ上ハ於当省処断可致ト存候此段申添候也

伺之通 九月四日

87) 「内務権大丞船越衛等陸軍省奉職中山城屋和助ニ関スル犯罪ニ付閉門或謹慎」(『太政類典』第240巻、第2編、第4類、兵制39、軍律及行刑4)。

追い書きにあるように、船越衛・木梨精一郎の2名は、既に陸軍省を退職し内務官僚となっていて「現今軍人軍属ニ非スト雖トモ陸軍奉職中ニ係ル犯罪ニ付」、前述のように、陸軍省で処断されることになるのであった。なお「桜井直養外二名」については後述する。

そして「断按」は、以下のように記されている。

閉門九十八日	内務権大丞船越衛
全 四十九日	陸軍少将種田政明
全 全	内務少丞木梨恒準

各犯陸軍省大少丞奉職中ニ罪俱発

一当時陸軍省ニ於テ洋品購求ノ用ニ供セント洋銀若干万弗ヲ買ヒ之レヲ陸軍庫中ニ貯メ而シテ其価位ノ漸次ニ低下スルニ際シ其平等ヲ要スルカ為メ嘗テ蓄フ所ノ洋銀十五万弗ヲ山城屋和助ニ下付シ更ニ其価額ヲ増加シ日ヲ期シテ収納ノ約ヲ定ム而シテ和介遷延其期ヲ誤ルヲ以テ督促再四和介カ弁スル能ハス遂ニ上納ノ期ヲ緩フセンコトヲ歎願スルニ至ル是ニオ井テ和介所有ノ家屋地券等ヲ抵当トナシ証人ヲ定メ其乞フ処ヲ允ス後和介省中ニ自殺シ手代某其証人ノ真ナラサルヲ首出スルニ会シ各犯勿皇禍慮詐欺ノ此ニ止ラザルヲ危ブミ延期収納ノ約ハ保ツベカラサルヲ恐レ衛政明恒準ト議シ収納延期ノ事未タ其乞ヲ允サルモノトナシ之ヲ山県陸軍大輔ニ申ス後司法衛門ヨリ上納延期歎願允可ノ前和介自尽スルニ依リ家屋地券等抵当ニ充ツベカラサルノ明会ヲ得驚愕出ル所ヲ知ラス各ソノ実ヲ首ス軍律正条ナシ改定律例第二百四十七条上ニ告クルニ実ヲ以テセザルノ事情軽キ者ニ擬シ懲役八十日而シテ其事タルヤ一意官巨大ノ損亡ヲ受ント錯愕此ニ至ルモノニシテ些ノ私ヲ営ムニアラザルノ情ヲ原諒シ二等ヲ減シ懲役六十日乃チ兩律比較表ニ照シ各閉門ニ該ス衛首タルヲ以テ閉門九十八日トシ政明恒準ヲ第二従トシー等ヲ減シ全四十九日

一陸軍需用ノ物品ヲ購求セントシ予メ其代価ヲ定メ伺問ヲ経テ之ヲ山

城屋和助ニ命シ後若干万円ヲ数次ニ下付ス然ルニ其物品収納完備ニ至ラスシテ和介自尽シ官因テ巨額ノ金円ヲ損失ス而シテ其金員ノ如キハ皆嚮キニ伺問ヲ経ルト雖トモ唯付与ノ際ニ当リ現品等調査スベキヲ忽ニシ彼カ申請ニ委シテコノ損失ヲナスニ至ル軍律正条ナシ常律不応為条ニ問シ懲役三十日衛首タルヲ以テ之レニ坐シ政明恒準ヲ第二従トシ一等ヲ減シ全二十日之レヲ謹慎ニ換フ
乃チ其重キ第一項ニ在リ依テ一ニ従テ論シ判決如右 七月五日

まず、船越衛・種田政明・木梨恒準ら3人の犯罪は「二罪俱発」である。罪の第1は、陸軍省が「洋品」購入のために貯えていた「洋銀若干万弗」の処理に基因する罪であった。具体的にみていこう。明治5年当時、洋銀の「価位」は漸次に「低下」する傾向にあった⁸⁸⁾。そこで船越たちはその実質的損失を食い止めるため、「嘗テ蓄フ所ノ洋銀十五万弗」を山城屋和助に下付し、その「価額」の増加をはかった。ところが、「収納」の約束期限が守られずに遷延したため、再三再四督促したが、山城屋和助は「弁スル」ことができなかった。それどころか、山城屋和助が「上納ノ期ヲ緩フセンコトヲ歎願」してきたので、「和助所有ノ家屋地券等ヲ抵当トナシ証人ヲ定メ」その歎願を「允ス」こととした。しかし、証人となっていた手代某が本当は証人でなかったことが判明したため「勿皇禍慮詐欺ノ此ニ止ラザルヲ危ブミ延期収納ノ約或ハ保ツベカラサルヲ恐レ」、船越等3人は協議して、山城屋和助の延期歎願を許さなかったこととし、これを山県陸軍大輔へ伝えた。さらに、「延期歎願允可」より前に、山城屋和助の自死により、家屋地券等も抵当に充てられないことが判明したため、3人は驚愕し、その経緯と実情を明らかにせざるをえなくなったのであった。この不始末こそが罪の第1であるが、それについては、軍律に「正条」がな

88) 高橋秀悦「横浜洋銀相場の経済学」(『東北学院大学経済学論集』第184号, 2015年)を参照。

いため、改定律例「詐欺律」の第247条「対詔上書詐不以実条例」の「上ニ告クルニ、詐テ実ヲ以テセサルノ者ハ、懲役一年、事情軽キ者ハ、懲役八十日」に比擬し、事情軽キ者として懲役80日が相当である⁸⁹⁾。しかし「其事タルヤ一意官巨大ノ損亡ヲ受ント錯愕此ニ至ルモノニシテ些ノ私ヲ営ムニアラザルノ情」を「原諒」し、罪2等を減じて懲役60日、すなわち「兩律比較表」に照して各それぞれ「閉門」に該当するものとする。船越衛は「首犯」なので「閉門九十八日」とし、種田政明と木梨恒準は「第二従」なので罪1等を減じて同じく「閉門四十九日」とする。

罪の第2は、「陸軍需用ノ物品」を購求しようとして「予メ其代価ヲ定メ伺問ヲ経」て、これを山城屋和に命じ、その後「若干万円」を数次に涉って下付した。然るに「其物品収納完備ニ至ラ」ずして山城屋和助が自尽し、そのため「巨額ノ金円ヲ損失」した。そして、その損失金は「皆嚮キニ伺問ヲ経ルト雖」も、下付の際に「現品等調査スベキヲ忽」せにし、「彼カ申請」するままに委ね、この損失を生むに至った。此の不始末が罪の第2である。しかし、軍律に「正条」がなく「常律不応為条」すなわち新律綱領の「不応為」の罪「凡律令ニ正条ナシト雖モ、情理ニ於テ、為スヲ得應カラサルノ事ヲ為ス者ハ、笞三十、事理重キ者ハ、杖七十」（杖は改定律例第1条で懲役に改められ、笞30は懲役30日となった）という規定で⁹⁰⁾、船越衛は「首犯」なので懲役30日、種田政明と木梨恒準は「第二従」なので罪1等を減じて同じく懲役20日とするが、これを「謹慎」に換える（「謹慎」は改定律例第13条で「禁錮」となった⁹¹⁾）。

以上の2罪についてであるが、軍律第20条の「其軍法ノ罪前後俱ニ発スル者ハ其重キニ従テ論ス賊モ亦此ノ如シ」という定めにより⁹²⁾、罪の重い第1の罪で処断する、すなわち内務権大丞船越衛は閉門98日、陸軍少将種

89) 前掲、小野清一郎編『刑事法規集』第1巻、103頁。

90) 同上、55頁。

91) 同上、75頁。

92) 同上。

田政明と内務少丞木梨恒準は閉門49日に、それぞれ処するという「断按」
となったのであった。

この陸軍省伺について、太政官正院の第一科は、正院へ以下のように具
申している⁹³⁾。

第一科議按 大史歴査

別紙陸軍省伺内務権大丞船越衛外二名犯罪処分ノ儀調査候処種田政明
儀当今陸軍少将ニ付軍衛ニ於テ処断スル無論ノ儀ニ候ヘトモ船越衛木
梨恒準ハ内務省ノ官員ナレハ仮令其犯罪有心故造私罪ニ入ルト雖トモ
之ヲ法司ニ附シ常律ヲ以テ擬定スヘクシテ当然之ニ軍律ヲ加フベキモ
ノニアラズ然ルニ右両犯原ト陸軍々属在職中ノ私罪ニ付即チ別紙参照
ノ通軍人軍属有官在役ノ時罪ヲ犯シ免官除隊ノ後発覚スルモノハ軍律
ヲ以テ犯時ノ罪名ニ擬定シ軍衛ニ於テ処断スルノ定律ニ依リ伺出候儀
ニ付伺ノ通御允許可相成哉 別紙参照八年二月十二日陸軍省へ達八年
ノ軍律ニノス

一別口伺海軍中主計西尾貞俊処分ノ儀是亦陸軍省勤仕中ノ犯罪ニ付当
今該省所轄ノ軍人等ニアラズト雖トモ前項全様該省ニ於テ処断ノ儀御
允許可相成哉依テ御指令左ニ附記シ奉伺候也

陸軍省伺の追記にあったように、種田政明は当今現役の陸軍少将である
ので「軍衛」で処分するのは勿論である、他方、船越衛・木梨恒準（精一郎）
の2人は既に内務省の官員となっているので、「法司ニ附シ常律ヲ以テ擬
定」するのが当然である、しかし、1875（明治8）年2月12日の陸軍省へ
の達により、「軍衛」で軍律により処分するというこの陸軍省伺は「允許」
するのが至当であるという判断なのであった。

93) 「内務権大丞船越衛等陸軍省奉職中山城屋和助ニ関スル犯罪ニ付閉門或謹慎」
（『太政類典』第240巻、第2編、第4類、兵制39、軍律及行刑4）。

なお、海軍中主計西尾貞俊に関する処分伺については、後述する。

かくして、1876（明治9）年7月31日の陸軍省伺は、9月4日に「伺之通」という「指令」となり、船越衛は閉門98日・種田政明と木梨恒準（精一郎）はそれぞれ閉門49日の刑に処せられることになったのである。

そして、陸軍省伺が「允許」されてから2週間後の9月18日、裁判長黒川通軌代理の裁判権評事伏谷惇から陸軍卿代理宛に、以下のように、処分申渡のため、船越衛・木梨恒準（精一郎）2人へ付添人同道の上、9月20日に陸軍裁判所へ出頭するようにとの達方を、内務省へ照会してほしいという申進がなされたのである⁹⁴⁾。

四百四十号

内務権大丞船越衛外名処置申渡ニ付出頭候様内務省へ御照会会之儀
ニ付申進

内務権大丞船越衛

全 少丞木梨恒準

右兩名陸軍省奉職中故山城屋和助ニ関係之件ニ付待罪書之趣判断伺済
ニ付処置可申渡候条明後二十日午前第十時附添人同道当所へ出頭候様
御達方内務省へ御照会相成度此段申進候也

裁判長黒川通軌代理

九年九月十八日

裁判権評事伏谷惇

陸軍卿代理

陸軍少輔大山巖殿

追而本人病氣ニ候ハ、全快之上出頭可致候様御達相成度且木梨恒準
義ハ現今精一郎ト改名候哉ニ承知致候相違無之哉御問合相成度此段申
添候也

94) 『大日記 学校教導団裁判所 陸軍第一局 明治九年九月』。

そして、船越衛への処分申し渡しについては、9月20日、陸軍少輔大山巖から内務卿大久保利通へ、次のように通達されていて⁹⁵⁾、9月20日に処分が申し渡されたのであった。

第四百廿五号

御省権大丞船越衛当省裁判所へ出頭之儀ニ付過日及御照会置候処則別紙罰文之通本日及処断候条為御心得此段及御通達候也

九月廿日

陸軍卿代

大山陸軍少輔

大窪内務卿 殿

しかし、木梨精一郎は9月20日に陸軍裁判所へ出頭せず、処分は申し渡されてはいない。というのも、2月23日に内務省7等出仕から内務少丞に任命されていた木梨精一郎は⁹⁶⁾、6月12日、琉球藩内務省出張所長となり琉球へ出発していたため⁹⁷⁾、9月20日には在京していなかったからである。翌1877(明治10年)1月11日に各省の大少丞が廃されて、木梨精一郎は同月27日に内務少書記官となっていたが、同年の西南戦争の勃発により、木梨精一郎は、7月2日の陸軍卿代理陸軍中將西郷従道の申進を経て7月5日に本官は陸軍中佐となり内務省少書記官は兼任となった。そして、11月21日の内務卿大久保利通からの再上申を経て⁹⁸⁾一時的に山口県権令心得となるも11月23日は山口県出張から帰京する。次いで、琉球藩の廢藩置県処分、木梨精一郎は、1879(明治12)年3月11には沖縄県令心得として事務取扱を命じられる⁹⁹⁾。沖縄県令心得は、正式には同年3月27日から鍋島

95) 『大日記 送達之部 土 陸軍第一局 明治九年九月』。

96) 元老院第1課『勅奏任官履歴原書』。

97) 『公文録 着発之部 全 明治九年自六月至八月』。

98) 『諸官進退 明治10年10月11月』。

99) 『公文別録 琉球廢藩置県処分・明治八年・第二巻 明治十一年十二月～明

直彬が初代沖縄県令に任命される4月3日までであるが、鍋島直彬が沖縄へ赴任するまでの5月19日まで事実上在勤していたのである。帰京後、木梨精一郎は、8月15日、内務省会計局事務取扱を命じられるのであった¹⁰⁰⁾。

このように、木梨精一郎は、一時所用で帰京の時期はあるものの殆ど在京しておらず、閉門49日の処分申し渡しは延引していたのであった。

1879（明治12）年10月23日、陸軍裁判長の黒川通軌は、以下のように内務省への照会を行っている¹⁰¹⁾。

陸軍中佐兼内務少書記官木梨精一郎

右明治八年陸軍省奉職中故山城屋和助ニ関係之件ニ付待罪書差出し有之既ニ判断伺済之処同人沖縄県へ出張ニ而処分延引相成居候然ルニ此程帰京之趣ニ付処分申渡差支無之哉一応内務省御打合相成度此段及御照会候也

十二年十月廿三日

裁判長黒川通軌

陸軍歩兵大佐浅井道博 殿

この裁判長黒川通軌の求めに応じた陸軍からの照会に対して、内務少輔林友幸は、次のように答えている¹⁰²⁾。

木梨精一郎儀ニ付云々御照会之趣差支無之旨過日書記官ヨリ御答申進置候処現今省務頗ル繁劇ニ付暫時御猶予相成度此段更ニ申進候也

治十二年六月』。

100) 元老院第1課『勅奏任官履歴原書』。

101) 「浅井大佐 10月23日 木梨精一郎故山城屋和助と関係の件に付待罪書差出」（『明治12年 裁判所』）。

102) 「11月5日 内務少輔 木梨精一郎儀に付御照会の件暫時御猶予相成度」（『明治12年従10月至12月 諸省 6』）。

明治十二年十一月五日

林内務少輔

西郷陸軍卿 殿

木梨精一郎への処分申渡について、差し支えはないと書記官から答えさせたが、今は省務繁劇なので、申渡については、暫時猶予してほしいという林内務少輔からの陸軍への連絡なのであった。

したがって、木梨精一郎への処分申渡は1879（明治12）年11月5日以降となるが、その正確な日時は史料中には見出せない。推測するに、1879（明治12）年末から、木梨精一郎が新潟県大書記官に任命される1881（明治14）年3月までの間に、処分は申し渡されたものと思われる。

それでは、現役の陸軍少将種田政明への処分申渡はどうなったであろうか。種田政明は、1875（明治8）年12月23日、江華島事件処理のため朝鮮へ派遣される特命全権弁理大臣黒田清隆の随行を命じられ¹⁰³⁾、翌9年1月に出発し3月に帰国した¹⁰⁴⁾。次いで、同年6月13日、東京鎮台司令長官から熊本鎮台司令長官へ転任となった¹⁰⁵⁾。

船越衛・木梨恒準への処分申渡のための出頭達方の依頼がなされたのと同じ9月18日、船越衛と木梨恒準への達方申進と同じく、以下のように、裁判評事伏谷惇から陸軍卿代理大山巖宛に、種田政明の「罰文草案」を差出す申進がなされた¹⁰⁶⁾。

陸軍少将種田政明罰文草案之義ニ付申進

陸軍少将種田政明

右陸軍少丞奉職中故山城屋和助ニ関係之件ニ付待罪書之趣御処置可相成ニ付罰文草案可差出候様御達ニ付則別紙差出申候此段申進候也

103) 『陸軍省日誌』、明治8年、第81号。

104) 『対韓政策関係雑纂 明治八年江華島事件』。

105) 『陸軍省日誌』、明治9年第28号。

106) 『大日記 陸軍教導団裁判所 陸軍第一局 明治九年 十一月』。

九年九月十八日

裁判長黒川通軌代理

裁判権評事伏谷惇

陸軍卿代理

陸軍少輔大山巖 殿

追而本文御達し相成候ハ、其日限為心得御達相成度此段申添候也

そうこうするうちに、1876（明治9）年10月24日、熊本で神風連の乱が起こり、種田政明は賊徒により惨殺されてしまった。ちなみに、殺害時の状況は以下のようなものであったと記されている¹⁰⁷⁾。

門を入れば玄関の辺、戸障子は蹴破られ、血糊は柱と云はず、板の間と云はず、到る所に散点して、腥き一種の臭は鼻を衝く。大将（※事件当時は鎮台参謀・陸軍少佐の兄玉源太郎）取敢へず、種田少将の寢室に駈け込めば、万事休す。少将は寢衣の俣、何者にか殺害され、無慙にも首搔き斬られたる俣、其処に横はれり。

そのため、11月24日、陸軍省は正院に、以下の届を出すに至っている¹⁰⁸⁾。

陸軍省届

故陸軍少将種田政明儀当省少丞奉職中故山城屋和助上納金延滞一件ニ付取扱方不都合ノ儀有之右処罰閉門四十九日伺済ニ相成居候処未タ断決ヲ経サル中今般熊本鎮台ニ於テ賊徒ノ為メ殞命候ニ付改定律例

107) 森山守次・倉辻明義『兄玉大将伝』、太平洋通信社、1908年、92頁～93頁。
ちなみに種田政明と同衾していた「愛妾お勝」も負傷し、東京の親元へ「旦那はイケナイ、ワタシハ手疵」と電報で知らせた話は有名である。

108) 「内務権大丞船越衛等陸軍省奉職中山城屋和助ニ関スル犯罪ニ付閉門或謹慎」（『太政類典』第240卷、第2編、第4類、兵制39、軍律及行刑4）。

第三百十八条改正ノ条ニ依リ其罪ヲ論セス候仍テ此段御届申候也
十一月二十四日陸軍

すなわち、1876（明治9）年6月10日、太政官布告第86号で、改定律例第318条の「凡罪ヲ断スルハ、口供結案ニ依ル、若シ甘結セスシテ、死亡スル者ハ、證佐アリト雖モ、其罪ヲ論セス」という条文は¹⁰⁹⁾、「凡罪ヲ断スルハ證ニ依ル若シ未タ断決セスシテ死亡スル者ハ其罪ヲ論セス」¹¹⁰⁾と改正され、これに依拠して種田政明の処分は完結しないまま、結了することとなってしまったのである。

(6) 桜井直養・岡林茂基・田中信良の処分

ところで、陸軍省の船越等3人の処分伺にあった「桜井直養外二名」について、次に見てみることにしよう。なお、「桜井直養外二名」というのは、桜井直養・岡林茂基・田中信良の3人のことである。

桜井直養は天保1834年5月（天保5年4月）に生まれた山口県士族である。同年5月（慶応4年閏4月）に新政府の軍防局権判事試補に出仕し、1870年6月（明治3年5月）に兵部省出仕となる。そして、同年7月5日（明治3年6月7日）に兵部権大丞、翌1871年10月26日（明治4年9月13日）に兵部少丞、1872年4月6日（明治5年2月29日）に陸軍大輔山県有朋の申進により¹¹¹⁾、翌日の4月7日（2月30日）に陸軍少丞に任じ、1873（明治6）年8月14日、願により本官を免じられる¹¹²⁾。桜井直養の待罪書は、以下のようになり、「依願免本官」となる直前の同年7月に提出された¹¹³⁾。そして、7

109) 前掲、小野清一郎編『刑事法規集』第1巻、110頁。

110) 内閣官報局『法令全書 明治九年』、博聞社、1890年、67頁。

111) 「兵部大丞船越以下二十七名任陸軍大丞等ノ件」（『諸官進退状』、第5巻）。

112) 「故判事桜井直養祭祀料下賜」（『太政類典』、第4編、第1類、官規、賞典恩典3、明治13年、第6巻）。

113) 『諸官進退状 自癸酉七月至全九月』、第15巻。

月27日、山県陸軍卿から三条太政大臣に宛てて申進がなされたのは、前述の通りである。

謹而白ス臣直養戊辰ノ春大坂御行在所エ被召出奉仕爾来特ニ御拔擢ヲ蒙リ誤テ重任ヲ荷ヒ夙夜愚衷ヲ尽スト雖臣素菲薄ノ材力不堪其任今日尔至マテ荏苒寸切モ無之而已ナラス措置屢失其当誠以恐懼戰慄措所ヲ知ラス仰願クハ臣愚悃ヲ御垂憐被下速ニ当官ヲ被免候様不堪懇願之至嚴威冒瀆シ放テ以テ申懇誠正誠惶頓首再拜

明治六年七月
史官 御中

陸軍少丞桜井直養

桜井直養について、1876（明治9）年7月12日、陸軍裁判所は陸軍省へ次のように、具申した¹¹⁴⁾。

陸軍裁判所具申 陸軍省充

壺第千五百八十一号司法六等判事桜井直養待罪書ノ趣陸軍少丞奉職中本省ニ於テ陸軍需用ノ品物買入ノ事ヲ山城屋和介ニ締約スルノ後直養被服課々長ノ任ニアリ該品著港ノ每次和介ノ請求ニ応シ代価ヲ下付シ全品完納ニ至ラズ和介自尽シ官因テ若干万円ヲ損耗スルニ至ルモ決ラ長官ニ取テ施行スルモノ因テ罪ノ問フヘキナシト存候此段見込申進候也 七月十二日

すなわち、桜井直養は、陸軍省奉職中被服課長として陸軍需用の物品購入に関する契約を山城屋和助と結んでいた。そして、物品が着港する都度山城屋和助へ物品の代価を下付していたが、物品が全て納品される前に山

114) 「内務権大丞船越衛等陸軍省奉職中山城屋和助ニ関スル犯罪ニ付閉門或謹慎」（『太政類典』第240巻、第2編、第4類、兵制39、軍律及行刑4）。

城屋和助が死亡したため、結果として、損耗「若干万円」を生ずるに至った。しかし、締約については「決ヲ長官ニ取テ」いたので、罪には問えない見込であると申進したのであった。

次に岡林茂基についてである。岡林茂基は1828年（文政11年）に生まれた高知県士族である。1872年4月12日（明治5年3月5日）に陸軍省8等出仕になり¹¹⁵⁾、同年8月11日（明治5年7月8日）、陸軍大輔山県有朋の申進により¹¹⁶⁾、2日後の8月13日（7月10日）、陸軍省7等出仕へ昇進した¹¹⁷⁾。そして、陸軍会計軍吏正に任じていた1874（明治7）年10月20日、陸軍会計1等副監督へと昇進し¹¹⁸⁾、近衛局監督課長となる。1875（明治8）年9月には熊本鎮台監督課長となり、工兵第六方面監督課長を兼ねる¹¹⁹⁾。

岡林茂基の進退伺すなわち待罪書は公的資料中には見出せなかったが、1874（明治7）年5月以前には提出されていたと思われる¹²⁰⁾。1876（明治9）年7月12日、陸軍裁判所は陸軍省へ次のように、具申した¹²¹⁾。

全（※陸軍裁判所具申）全上（※陸軍省充）

壱第千五百八十一号陸軍会計一等副監督岡林茂基待罪書ノ趣兵隊給与被服物品等買入且ツ小倉地織立ヲ山城屋和介ニ命シ前金若干万円ヲ下付シ右品物完納ニ至ラスシテ和介自尽シ官因テ巨多ノ金円ヲ損失ス而

115) 「新山信正外百九拾五名任官達」（『大日記 省中之部 辛 陸軍秘史局 明治五年壬申三月』）。

116) 『諸官進退状』、第8巻。

117) 「式部寮より岡林茂基7等出仕御仰」（『大日記 太政官之部 戊 陸軍秘史局 明治五年壬申七月』）。

118) 『陸軍省日誌』、明治7年、第84号。

119) 大植四郎『国民過去帳 明治之巻』、尚古房、1935年、1100頁。

120) 「5.10 司法大少丞 故山城屋和助へ注文品等の儀進退伺書本書の廻送要請」（『諸省 明治七年五月』）。

121) 「内務権大丞船越衛等陸軍省奉職中山城屋和助ニ関スル犯罪ニ付閉門或謹慎」（『太政類典』第240巻、第2編、第4類、兵制39、軍律及行刑4）。

シテ其前金ヲ下付スルヤ決ヲ長官ニ取り敢テ之ヲ専断スルニ非ス依テ
罪ノ問フベキナシト存候此段見込申進候也 七月十二日

すなわち、岡林茂基は兵隊給与の業務を行うとともに、被服物品買入・小倉地織立てを山城屋和助に命じ、その「前金」として「若干万円」を下付していたが、山城屋和助が自死したために注文物品が完納に至らず、「巨多ノ金円」を損失した。しかし、「前金」下付については「決ヲ長官」に取っていて専断したのではないので、罪には問えない見込であると申進したのであった。

3人目の田中信良についてはどうなったであろうか。田中信良は1872年2月26日(明治5年1月18日)に兵部省7等出仕となった広島県元士族であった¹²²⁾。この7等出仕への登用については、1872年3月22日(明治5年2月14日)、司法省から正院へ、田中信良は広島藩偽造寶貨事件に関係し「庶人」に下す申渡をしていた者であるのに、この度日誌を見ると同姓の者が7等出仕となっている。もしも同一人物であるのであれば、「律上難相成筋」であるが、何か「特典」として任じたのか否か承知したいという異議申立がなされた¹²³⁾。司法省は、3日後に「律ノ権衡ヲ以テ論シ候へハ免職ニ止ム者スラ一年ヲ不経レハ取用スルヲ不聴ト有之況庶人ニ下ス者ハ破廉恥甚者ニテ素ヨリ輒ク取用難相成事」と補足説明を加えたが¹²⁴⁾、これに対して、正院は「特典ヲ以テ被仰付候事」とのみ答えていて、なぜ7等出仕に任じるという「特典」を与えたのかという理由については何ら触れておらず、疑問の残る任命なのであった。

その後、翌1873(明治6)年4月22日、司法省は、次の伺を出した¹²⁵⁾。

122) 「陸軍大尉三好成行外4人昇級及免官の義式部寮より達の件」(『大日記 太政官之部 戊 陸軍秘史局 明治五年壬申正月』)。

123) 「元広島士族田中信良御登庸ニ付申立」(『公文録 司法省之部 全 壬申二月』)。

124) 同上。

陸軍省七等出仕

田中信良

右山城屋和助不埒ノ所業有之右一件吟味筋取掛り候処同人ト信良合併
商法取行候儀有之候ニ付当裁判所へ呼出連累突合取調仕度此段相伺候
也

明治六年四月廿二日

司法大輔福岡孝弟

正院 御中

田中信良は山城屋和助と「合併商法」を行った件で、司法省裁判所へ呼び出し取り調べたいという伺で、此の伺は即日「伺之通」となった。

この司法省による取調など、山城屋和助事件が絡んだ結果と思われるが、1873（明治6）年11月30日、山県有朋陸軍卿から田中信良の出仕を免じられたいという申進が右大臣岩倉具具視宛になされ¹²⁶⁾、同年12月9日、田中信良は陸軍省7等出仕を被免されたのであった¹²⁷⁾。

一方、陸軍裁判所の方の取調であるが、1876（明治9）年7月12日、陸軍裁判所は陸軍省へ、以下のように具申している¹²⁸⁾。

全（陸軍裁判所具申） 全上（陸軍省充）

卷第千五百八十一号広島県平民田中信良書面ノ趣陸軍省勤仕中陸軍需用ノ物品買入レヲ山城屋和介ニ命スルヤ前金若干万円ヲ下付シ後和介自尽シ品物遂ニ完納スルヲ得ス官因テ許多ノ損失ニ至ルモ決テ長官ニ

125) 「陸軍省七等出仕田中信良呼出ニ付伺」（『公文録 司法省之部 全 明治六年四月』第161巻）。

126) 「鹿兒島県海軍生徒松村淳蔵外二名任官ノ件外」（『諸官進退 明治六年十二月』）。

127) 『太政官日誌』、明治6年、第158号。

128) 「内務権大丞船越衛等陸軍省奉職中山城屋和助ニ関スル犯罪ニ付閉門或謹慎」（『太政類典』第240巻、第2編、第4類、兵制39、軍律及行刑4）。

取テ施行スルヲ以テ罪ノ問フヘキナシト存候此段見込申進候也 七月
十二日

すなわち、司法省の処分によって士族から平民へと身分を下されていた田中信良は、7等出仕として勤仕中陸軍需用の物品買入を山城屋和助に命じ、その前金として「若干万円」を下付したが、山城屋和助の死により発注した物品は完納に至らず、「許多ノ損失」が生まれた。しかし、「決ヲ長官ニ取り施行」していたので、罪には問えない見込であると山県有朋陸軍卿に具申したのであった。

それで、前述の1876（明治9）年9月4日の船越衛・種田政明・木梨恒準らの処分についての陸軍省伺では、「桜井直養外二名待罪書ノ趣ハ無罪ノ見込」であると追記されたのであった。

しかし、桜井直養・岡林茂基・田中信良の3人に関する陸軍裁判所の具申にあるように、彼等の山城屋和助への「前金」の下付が「長官」の決をとっていたのであれば、山城屋和助の自裁により「物品」が完納されるに至らず「巨多ノ損失」を生んだ責任が「長官」である山県有朋陸軍卿にもあることは明らかであろう。しかし、山県有朋が責任を問われることはなく、山城屋和助事件は実務担当者が引責処分される範囲で収められることになったのである。

〈次号に続く〉

（本学名誉教授）